

# 国分寺市 農業委員会だより 第42号

令和3年6月発行

発行 国分寺市農業委員会 〒185-8501東京都国分寺市戸倉1-6-1 TEL042-325-0111(内線394) 市内農地面積:140.72ha(令和2.1.1現在)

## 祝 令和2年度 表彰受賞者の皆さんを紹介!

農業委員会等では、優秀な農業経営者や地域農業に功労のあった農業者の方々へ表彰を行っています。受賞者の皆様には、心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます!!



(上) 田中 会長, 齋藤 会長職務代理

(下) 松本 信一様, 浦野 衛様, 関田 孝雄様, 田倉 隆行様



企業的農業経営顕章受賞者  
浦野 衛様・啓子様

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、例年開催している受賞祝賀会を取り止め、農業委員会会長・会長職務代理より受賞者の代表者に表彰状等の授与をしました。

事業名	氏名	地区	部門
第60回企業的農業経営顕章 東京都農業会議会長賞	浦野 衛・啓子	光町	植木
農業功労者表彰	関田 孝雄	高木町	—
北多摩地区農業委員会連合会 優秀農業経営者表彰	松本 信一	東戸倉	特用部門
国分寺市優秀農業経営表彰 (農業委員会会長賞)	田倉 隆行	東戸倉	複合



国分寺農業・こくベジ情報等をTwitterで発信中!!

@koku\_keizai

国分寺市経済課 ツイッター

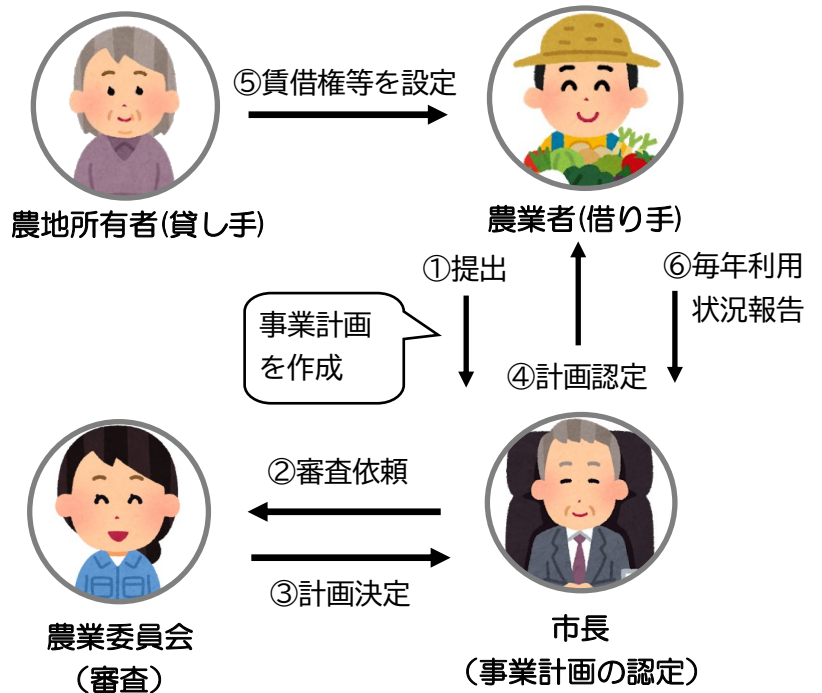
検索

# 都市農地貸借円滑化法により 生産緑地の貸借が可能に

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年9月施行）」により、生産緑地の貸借が可能になり、農地を有効活用するための選択肢として、この制度を使った貸借の事例が都内で増えています。

この制度を利用することで、**貸借の契約期間が満了すると必ず農地が返還される**ため、安心して貸すことができます。

借り手は、借用農地における耕作の事業計画を作成し、市から事業計画の認定を受けることで、貸借が成立します。農業委員会では、貸借する農地の現地調査や事業計画を審査します。



## 事業計画認定のポイント

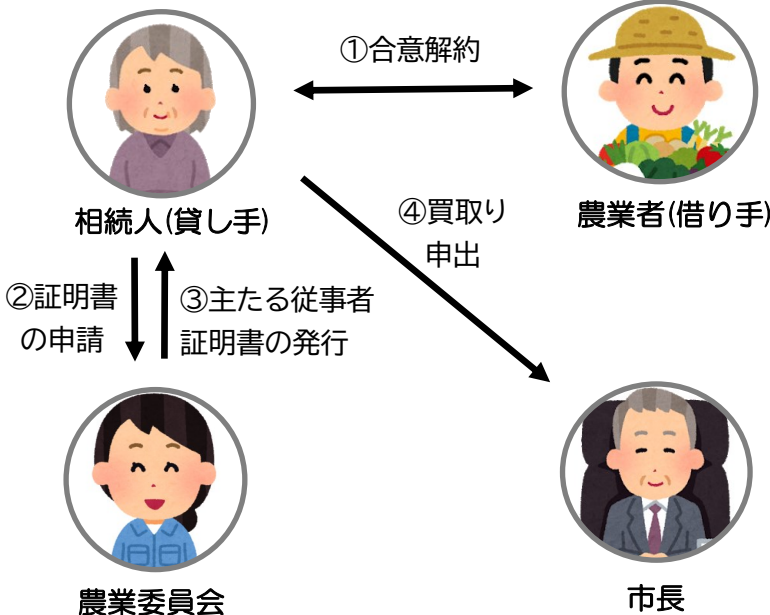
- 農業者は、農業に常時従事(年間150日以上)していること
- 都市農業の有する機能を特に発揮する事業計画であること  
(例:生産した農作物等の5割以上を国分寺市や隣接市で販売すること)
- 地域の実勢の借賃に比べて相応な額となっていること(有償の場合)
- 耕作の事業をする上での機械, 労働力, 技術が備わっていること

農地所有者は、貸付期間中も一定の条件を満たすことで、相続発生時に生産緑地の買取り申出が可能に。

一定の条件とは

農地所有者は、借り手の年間農業従事日数の1割以上の日数分、一定の役割を果たすことで、「農業の主たる従事者」となることができ、相続発生時に生産緑地の買取り申出をすることができます。

一定の役割とは



**都市農地の貸借期間中、農地所有者はどのような役割を果たせばいいの？**

例) 貸借農地周辺の見回り, 除草, 周辺住民からの相談等の対応などの業務に従事

# 国分寺市初！！農業者間による 都市農地貸借が成立

本市初となる都市農地貸借円滑化法(詳細は前頁参照)による農業者間の貸借が成立し、令和3年4月1日から始まりました。貸借の合意に至った経緯などをインタビューを交えてご報告します。



## 貸借開始までの流れ

12月上旬

JAと農業委員会に双方で相談

12月中旬

双方の話し合い・合意

1月上旬～

契約書・申請書類の準備

1月下旬

市役所(農業委員会)へ手続き

2月上旬

2月中旬

農業委員会の現地調査・総会審議

2月下旬

事業計画の認定

4月1日～

都市農地の貸借開始

借り手

## 水村 拓哉 さんにインタビュー

i n t e r v i e w

Q. 借りることになったきっかけを教えてください

A. 栽培面積の拡大を図りたいと思っていた時に、地元の先輩から、畑を使わないかというお話をいただき借りようと思いました。

Q. 手続きをしてみてもうでしたか

A. 契約書の作成や必要書類の取得など、JAからのサポートを受けて進められたので負担なくできました！

Q. 借りた農地をどのように活用しますか

A. 自宅から少し離れた場所であるため、管理が比較的しやすいサツマイモを栽培します。

Q. 今後の目標はありますか

A. 今回スムーズに貸借を進めることができ、この制度のメリットを実感できたため、今後も貸借が可能であれば、栽培面積を拡大していきたいです。



水村拓哉さん  
(高木支部・野菜)



## 農地所有者 羽多野 和正 さんの声

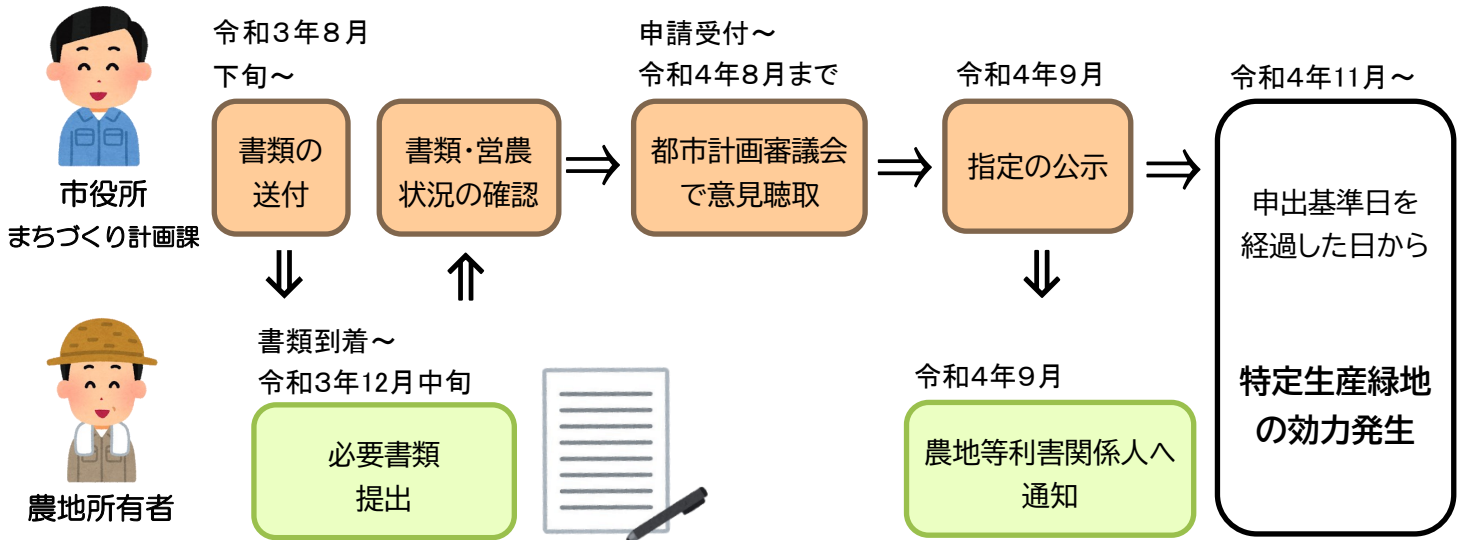
自宅に隣接しておらず管理にとっても困っている生産緑地でしたので、貸借することで農地を最大限に活用するいいきっかけになりました。また、新たにできた都市農地貸借円滑化法により、安心して貸すことができよかったです。

生産緑地の管理にお困りの方や栽培面積の拡大をお考えの方など、貸借について少しでも迷っている方がいらっしゃいましたら、是非、農業委員会やJAにご相談ください！！

# 特定生産緑地の申請期限が迫っています

平成4年(1992年)指定の生産緑地は、来年の令和4年(2022年)に指定から30年(申出基準日)を迎えます。指定から30年を迎える前に、特定生産緑地の指定を受けることで、引き続き税の優遇が受けられます。**申請手続きがお済みでない方は、今年中に必ず手続きをお願いします。**

## 特定生産緑地指定スケジュール（平成4年指定の場合）

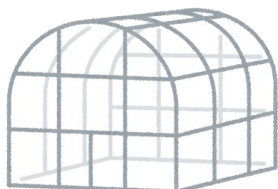


## 特定生産緑地に指定すると

- **固定資産税が引き続き農地課税**  
特定生産緑地に指定しないと、5年間かけて段階的に宅地並み課税になります。
- **10年毎に継続の可否を判断できる**  
特定生産緑地指定は10年毎の更新制です。(途中で相続が生じた場合は買取り申出可能)
- **相続時の選択肢が広がる**  
特定生産緑地に指定しないと、次世代の相続発生時に相続税の納税猶予制度が適用できません。
- **農地を残しやすくなる**  
農地課税や納税猶予制度の適用を受けながら都市農地貸借円滑化法等に基づく貸借ができます。

## 農業用鉄骨ハウスの設置について

農業委員会では、令和元年に、農業経営の発展や災害時における被害を最小限に抑えることを目的に、今まで認められていなかった地域においても鉄骨ハウスの設置を認めることを求める意見書を、市長・議長へ提出しました。これを受け、市では、鉄骨ハウスの設置を認める動きとなっています。鉄骨ハウス設置をご検討の方は、農業委員会にご相談ください。



## 鳥獣被害調査にご協力を



昨今、市内農地において、ハクビシン等の鳥獣による農作物への被害が確認されています。農業委員会ではJA東京むさし国分寺支店と合同で、鳥獣害の調査を実施しています。詳細はJA回覧でお知らせしますので、ご協力をお願いします。また、JAでは、箱罌の貸出しをしていますので、お問い合わせください。

